

## 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約第11条第2項の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 幹事会は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案及び報告をする事項について協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、幹事会は、会長が必要と認める事項について協議し、又は調整するものとする。

(組織)

**第3条** 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

**第4条** 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、小田原市の副市長（企画部に属する事務を担当する副市長とする。）をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長以外の小田原市の副市長及び南足柄市の副市長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

3 幹事長は、会議の議事運営のため、別表第2に掲げる職にある者を補助員として会議に出席させるものとする。

4 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(部会)

**第6条** 幹事会は、その所掌事務を補助させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(報告)

**第7条** 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 幹事会の事務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**別表第1 (第3条関係)**

市名	職名
小田原市	副市長
	教育長
	企画部長
	総務部長
南足柄市	副市長
	教育長
	企画部長
	総務防災部長

**別表第2 (第5条関係)**

市名	職名
小田原市	企画部副部長
	企画部企画政策課長
	企画部職員課長
	総務部総務課長
	総務部財政課長
南足柄市	企画部企画課長
	企画部財政課長
	総務防災部総務課長